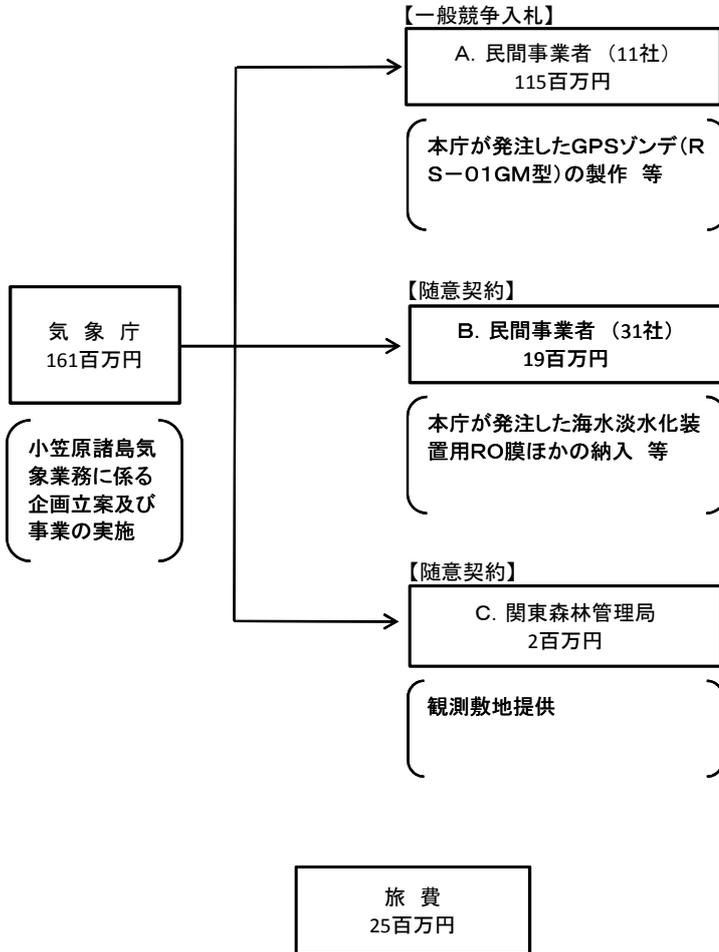


行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	小笠原諸島気象業務		事業開始年度	昭和43年		作成責任者																				
担当部局庁	気象庁地球環境・海洋部		担当課室	地球環境業務課		課長 横山 辰夫																				
会計区分	一般会計		上位政策	自然災害による被害を軽減するための気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する																						
根拠法令 (具体的な条項も記載)	気象業務法(第2条第4項1)		関係する計画、通知等	小笠原諸島における気象業務の暫定実施に関する訓令																						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	太平洋上の気象観測空白域を埋める数少ない観測地点である小笠原諸島(父島、南鳥島)において気象観測を実施し、台風や地震津波等の自然災害による被害の防止・軽減を図る。																									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	台風や津波等の被害軽減を目的とし、父島や南鳥島気象観測所では地上・高層気象観測、地震津波観測を実施している。																									
実施状況	活動指標名	単位	H19年度	H20年度	H21年度	備考																				
	高層気象観測(父島)	回	763	786	757																					
	高層気象観測(南鳥島)	回	731	745	771																					
	地上気象観測通報数(父島)	回	8,784	8,760	8,760																					
	地上気象観測通報数(南鳥島)	回	8,784	8,760	8,760																					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求																				
	予算額(補正後)	145	162	161	161																					
	執行額	145	162	161																						
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%																						
	総事業費(執行ベース)	—	—	—																						
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	気象庁自らが行う契約等に基づき支出していることから支出先や用途については全て、明確に把握できている。また、支出に当たっては検査等を行い実施内容の確認を行っている。																								
	見直しの余地	・太平洋上の数少ない観測地点である父島や南鳥島における気象観測は、我が国の台風や津波等の被害軽減に必要不可欠である。また、その観測データは、我が国から世界気象機関の通信網によりリアルタイムで通報され、世界各国の気象機関における気象予測に活用されている。 ・今後とも着実かつ適切に業務を遂行するとともに、調達の一層の競争性の確保など、効率的、効果的な予算執行に努める。																								
化予 算監 視の 所効 率																										
補記	<p>【予算科目】</p> <table border="1"> <tr> <td>・233観測予報等業務費</td> <td>(21年度予算額)</td> <td>(21年度決算見込額)</td> <td>昭和43年6月26日小笠原諸島返還に伴う「小笠原諸島における気象業務の暫定実施に関する訓令(気象庁訓令9号)」により、気象業務をつかさどらせるため、父島及び南鳥島に気象観測所が置かれ、気象官署観測業務規程及び気象報通報規程の規程を準用して、観測及び通報業務を実施している。</td> </tr> <tr> <td>・95自然災害による被害を軽減するための気象情報の充実に必要な経費</td> <td>161百万円</td> <td>161百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・95191-2122-08 職員旅費</td> <td>25百万円</td> <td>25百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・95191-2123-09 観測予報庁費</td> <td>134百万円</td> <td>134百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・95191-2123-09 土地建物借料</td> <td>2百万円</td> <td>2百万円</td> <td></td> </tr> </table>						・233観測予報等業務費	(21年度予算額)	(21年度決算見込額)	昭和43年6月26日小笠原諸島返還に伴う「小笠原諸島における気象業務の暫定実施に関する訓令(気象庁訓令9号)」により、気象業務をつかさどらせるため、父島及び南鳥島に気象観測所が置かれ、気象官署観測業務規程及び気象報通報規程の規程を準用して、観測及び通報業務を実施している。	・95自然災害による被害を軽減するための気象情報の充実に必要な経費	161百万円	161百万円		・95191-2122-08 職員旅費	25百万円	25百万円		・95191-2123-09 観測予報庁費	134百万円	134百万円		・95191-2123-09 土地建物借料	2百万円	2百万円	
・233観測予報等業務費	(21年度予算額)	(21年度決算見込額)	昭和43年6月26日小笠原諸島返還に伴う「小笠原諸島における気象業務の暫定実施に関する訓令(気象庁訓令9号)」により、気象業務をつかさどらせるため、父島及び南鳥島に気象観測所が置かれ、気象官署観測業務規程及び気象報通報規程の規程を準用して、観測及び通報業務を実施している。																							
・95自然災害による被害を軽減するための気象情報の充実に必要な経費	161百万円	161百万円																								
・95191-2122-08 職員旅費	25百万円	25百万円																								
・95191-2123-09 観測予報庁費	134百万円	134百万円																								
・95191-2123-09 土地建物借料	2百万円	2百万円																								

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A. 明星電気株					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
消耗品費	GPSゾンデ(RS-01GM型)の製作等	24			
計		24	計		
B. 水処理エース株					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
消耗品費	海水淡水化装置用RO膜ほかの購入	3			
雑役務費	南鳥島気象観測所海水淡水化装置の点検整備	1			
計		4	計		
C. 関東森林管理局					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
借料	父島気象観測所敷地借料	2			
計		2	計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		

【別紙】

A. 民間事業者(11社) 115百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	明星電気(株)	24
2	(株)ジャパンエナジー	21
3	(株)日新	21
4	(株)鶴見精機	14
5	トーテックス(株)	8
6	ヤンマーエネルギーシステム(株)	7
7	(財)防衛弘済会	7
8	鹿島建設(株)	5
9	ランドサービス(有)	4
10	富士電機システムズ(株)	3

B. 民間事業者(31社) 19百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	水処理エース(株)	4
2	(株)鈴木商館	3
3	(株)ときわ	2
4	明星電気(株)	1
5	(株)飯塚	1
6	越村石油(株)	1
7	(株)コントランス	1
8	(株)日新	1
9	(株)テスコ	1
10	(有)大村電気設計	1